

定 款

(2022 年 10 月 27 日改正)

株式会社 エイチーム

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社エイチームと称し、英文ではAteam Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータ、移動体通信機器等、その周辺機器・関連機器及びネットワークシステムの企画、開発、設計、製造、販売、保守、仲介、輸出入及び賃貸
2. 情報通信サービス業及び情報提供サービス業
3. インターネットに関する各種サービスの企画・開発・運営・保守・管理業務
4. 各種ソフトウェア並びにコンテンツの企画、開発、設計、制作、販売、保守、仲介、運営、輸出入及び賃貸
5. 各種コンサルティング業務
6. 各種商材の取次業及び販売代理業
7. 各種セミナー、催事、イベントの企画、開催及び運営
8. 各種物品の企画、制作、製造、販売、修理、リース、輸出入及び賃貸
9. 店舗、インターネット等を通じた商取引業務
10. 書籍等の印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
11. 著作権、著作隣接権、商標権等の知的財産権の取得、実施、使用許諾及び管理
12. コンタクトセンター業務
13. 旅行業法に基づく旅行業
14. 広告業及び広告代理店業
15. 人材の育成、研修、マネジメント
16. 人材派遣業
17. 有料職業紹介業
18. 損害保険代理業
19. 生命保険の募集に関する業務
20. 古物の売買ならびにその受託販売
21. 福利厚生施設の保守・運営・管理に関する業務
22. 貨物利用運送事業
23. 引越荷役事業及び作業請負
24. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
25. 資金移動業

- 26. 暗号資産交換業
- 27. M&A その他投資事業
- 28. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

- II. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、32,100,000株とする。

第6条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- II. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- III. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社はこれを取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- II. 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要がある時は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集時期及び方法）

当社の定時株主総会は、毎年10月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- II. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- II. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- II. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- II. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、他の議決権ある株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- II. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第17条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第18条（取締役の員数）

当社の取締役は 7 名以内とする。

第19条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- II. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（役付取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（代表取締役）

取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。

- II. 取締役会の決議によって、取締役社長のほかに、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- II. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第24条（取締役会の招集手続き）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- II. 前項にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第25条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- II. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第30条（監査役および監査役会の設置）

当社は、監査役および監査役会を置く。

第31条（監査役の員数）

当社の監査役は 4 名以内とする。

第32条（監査役の選任）

当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- II. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- III. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- II. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集手続き）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- II. 前項にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第36条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる。

- II. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- II. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第45条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第46条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

- II. 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。
- III. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第47条（期末配当金等の除斥期間）

当会社の期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- II. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

第1条 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

- II. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。